長野県における福祉サービス第三者評価事業制度の仕組み

都道府県推進組織（長野県）

業務

① 評価機関の認証に関すること

② 評価項目及び評価の手法に関すること

③ 評価結果の取扱いに関すること

④ 評価調査者養成研修及び継続研修に関すること

⑤ 第三者評価事業に関する情報公開及び普及・啓発に関すること

⑥ 第三者評価事業に関する苦情への対応に関すること

⑦ その他第三者評価事業の推進に関すること

第三者評価事業の公正・中立性及び専門性を確保する観点から、**長野県福祉サービス第三評価推進委員会**での検討及び意見を踏まえ、上記業務を推進する。

① 研修の実施 認証（知事）

④ 評価の申込

⑤ 評価の実施

⑥ 評価結果の報告

評価機関

福祉サービス提供事業者

③ 評価機関情報の閲覧

② 評価機関情報の登録

⑦ 評価結果の登録

利用申込・サービス提供 ⑨

評価結果の公表・評価機関情報の提供

（独立行政法人福祉医療機構が有するホームページ（WAM　NET））

＊長野県公式ホームページから WAM　NET が閲覧できるように配慮する。

⑧ 評価結果の閲覧

長野県民 ＝ 福祉サービス利用者